



大潟村不妊治療費助成事業



R6.4.1
改定

大潟村では、不妊に悩む夫婦が安心して不妊治療を受けられるよう、治療費用を助成しています。

対象となる方

- (1) 医師による不妊治療を受けた夫婦
(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 夫婦ともに大潟村に住所を有する者 (3) 他の市町村から同種の助成を受けていない者



対象となる治療内容・助成額等

下記治療に係る保険診療及び保険外診療の検査費並びに診療費（薬代も含む）について助成。ただし、各種証明手数料等の文書料、入院時ベッド代、食事代等の治療に直接関係ない費用は除くものとする。

	特定不妊治療	男性不妊治療	一般不妊治療	不育症治療
内容	体外受精または顕微授精による治療等	特定不妊治療の一環として行う精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体内精子吸引採取法（MESA）及びその他 の精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等	医師が必要と認める不妊の検査、タイミング法、治療の一環として実施される調剤および人工授精等	妊娠、死産又は新生児死亡を繰り返し、出産又は子どもを育てることができない症状の治療等
助成額等	1回の治療につき20万円を上限とし年9回まで。このうち、新規で助成を受ける場合は初回のみ30万円まで。 （ただし、秋田県特定不妊治療費助成事業により助成を受けた場合は、その額を控除した額）	1回の治療につき15万円を上限とし年9回まで。このうち、新規で助成を受ける場合は初回のみ30万円まで。 （ただし、秋田県特定不妊治療費助成事業により助成を受けた場合は、その額を控除した額）	1年度15万円まで	1年度30万円まで

申請方法

(1) 「大潟村不妊治療費助成事業申請書兼請求書」に次の書類を添えて、保健センターに提出。

* 申請書兼請求書等の様式は、保健センターにある他、村ホームページからもダウンロード可。

- ① 大潟村不妊治療費助成事業受診等証明書（様式2）
（秋田県の助成を受けている場合は、「秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書」の写し）
- ② 大潟村不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書（様式2の2）
若しくは、「秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書」の写し（該当する場合のみ）
- ③ 「秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書」の写し（秋田県の助成を受けている場合）
- ④ 夫婦の住民票
- ⑤ 医療機関の発行した領収書の写し（領収書及び領収明細書）

(2) 治療が終了した日から9ヵ月以内に申請してください。（申請は1回の治療が終了する毎に行ってください。）

県の特定不妊治療費助成を受けている場合は、県の承認決定通知書が交付されてから申請してください。

【問合せ】大潟村保健センター TEL 45-2613